

オンライン国会「改憲不要」

衆院憲法審、報告書を可決

衆院憲法審査会は3日、憲法を改正しなくてもオンライン国会を開けるとする意見が各党間で大勢だとする報告書を、賛成多数で決めた。憲法審がこうした報告書をまとめるのは異例だ。これを踏まえ、衆院議院運営委員会がオンライン国会の制度設計に着手する見通しだが、解決すべき論点は多い。

対象・技術面に課題

報告書は憲法審の森英介会長が近く、細田博之衆院議長に提出する。オンライン国会が実現する可能性が出てきた。

憲法56条第1項は、衆参両院の本会議を開く要件について「総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」と定める。衆院憲

法審では、新型コロナウイルスが蔓延し、国会議員が議場に集まれなくなることなどに備え、この「出席」にオンラインを通じての出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日に

法審では、新型コロナウイルスが蔓延し、国会議員が議場に集まれなくなることなどに備え、この「出席」にオンラインを通じての出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日に

多数決でとりまとめ 異例

今回の憲法審査会の進め方をめぐっては、異例な対応が続いて野党から問題視する声も上がった。

1週間前の有識者への意見聴取では様々な課題も示された。改憲を要するのかどうか専門家の意見も割れる中、提示された課題についてさらに議論を深めることはなく、1カ月足らずでの採決となった。

今年度の当初予算案を予算委員会が審議中だったのが、今年度では審議中の2月10日から開催された。そのなかで、オンライン国会の憲法上の論点を整理し、

報告を多数決でとりまとめるのも異例だ。反対に回った共産党の赤嶺政賢氏

は、「憲法の個々の条文解釈を多数で確定させる極めて乱暴なやり方は、断じて認められない」と語った。ただ、この点については他党から「最後は院全体で判断すべきこと。これで解釈が決まったというわけではない」（立憲民主党・奥野総一郎氏）などと、今回の報告は議運に議論が移行する過程との見方が出る。一方、この日の憲法審後、自民党の新藤義孝・与党筆頭幹事は記者団に「議論を深め、一定の方向を見いだしたことに大きな喜びを感じている」と評価し、緊急事態条項の創設を含む自民の「改憲4項目」の議論を進展させたい意向を示した。

今回の判断について、高千穂大の五野井郁夫教授（政治学）は「オンライン国会は衆参両院の規則や国会法などで対応できる。強引に理由をつけて憲法審を動かすことで改憲の機運を高めようとしているのではないか」と指摘した。

「オンライン国会」実現に向けた課題

実現する場合の「例外」とは…

感染症の流行や災害による交通網遮断などを想定するが、実際は？

公開性をどう担保するか

議場では「自由な傍聴」で担保してきた公開性をどう実現させるか

本人確認

オンラインで出席している議員が本人かどうかをどう確認するのか。不正の防止策

オンライン出席の範囲

オンライン出席者に与えられる権限は、発言や表決、臨時の動議提出などどこまで認めるか

（横山翼、橋崎貴司）